

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 法人税更正処分取消等請求上告事件
国側当事者・国

平成29年7月25日棄却・確定

(控訴審・名古屋高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成28年2月10日判決、本資料
266号-20・順号12798)

(第一審・名古屋地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成26年9月4日判決、本資料2
64号-143・順号12524)

決 定

上告人	株式会社A
同代表者代表取締役	乙
同訴訟代理人弁護士	国谷 史朗 ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	金田 勝年
同指定代理人	船越 真史

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、理由の不備・食違いをいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成29年7月25日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎 敏充

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 木内 道祥

裁判官 戸倉 三郎

裁判官 林 景一